

本人通知制度について

～戸籍や住民票などの不正取得を防ぎます～



本人通知制度は、市町村が戸籍謄本や住民票の写しなどを、本人以外の方（本人の代理人や第三者）に交付した場合に、通知を希望する本人に対して、交付したことをお知らせする制度です。登録者には、本人以外の方への交付があった場合に通知が行われるため、不正取得の早期発見につながります。

※交付請求者の詳細は明らかにできません。

▶通知の対象となる証明書

- ・住民票の写し ・住民票記載事項証明書
- ・戸籍の謄本または抄本 ・戸籍記載事項証明書 ・戸籍の附票の写し

※それぞれ除票または除籍などを含みます。

▶通知の対象となる請求

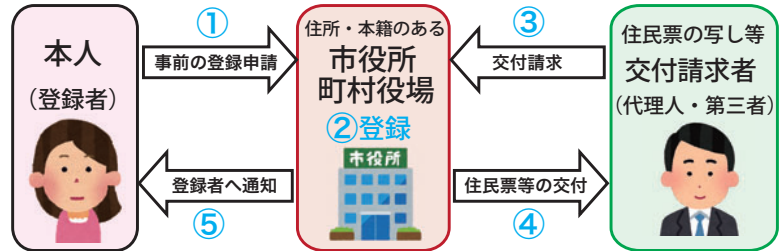
- ・委任状による代理人請求
- ・第三者からの請求

※第三者からの請求については、通知の対象とならない場合があります。詳しくは、申請時にご確認ください。

▶登録できる方 本市に住民登録や本籍がある方（過去にあった方も含む）

▶登録方法 本人確認書類（マイナンバーカードや運転免許証など）を持参のうえ、本人が④市民課または⑤石下庁舎暮らしの窓口課で申請してください。

本人通知制度の流れ（イメージ図）



◆問い合わせ = ④市民課(内線1100) ・ ⑤暮らしの窓口課(内線8013)

ご存じですか？

5月12日は「民生委員・児童委員の日」です

～ 地域における困りごとのつなぎ役 ～

●民生委員・児童委員とは？

民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱され、地域住民のために相談活動を行う福祉のボランティアです。児童福祉法に定める児童委員を兼ねており、任期は3年です。全国で約23万人、常総市では、水海道地区68人石下地区38人計106人が活動しています。また、子どもや子育てに関する支援を専門に担当する「主任児童委員」もいます。

民生委員は、自らも地域住民の一員として、担当の区域において一人暮らしで生活に不安のある高齢者、障がいのある方の安否確認や見守り、子どもたちへの声掛け

などをおこなう地域の身近な相談相手であり、相談内容に応じて必要な支援を受けられるよう、行政や専門機関への「つなぎ役」になります。

●民生委員には守秘義務があります

相談内容の秘密は守られます。安心してご相談ください。ご自身の地区の民生委員を確認したい場合は、⑥社会福祉課へお問い合わせください。

◆問い合わせ = ⑥社会福祉課(内線4121)



市報を見た方！初回相談無料です。

完全予約制です



弁護士法人
萩原総合法律事務所
常総支所 常総市水海道山田町1120-2 田内ビル
(294号沿い 山田北信号南)



ご予約はこちらから

☎0297-44-9954

※初回の方限定とさせていただきます。
※事情によりお断りさせていただくこともございます。

茨城県弁護士会所属 弁護士 佐々木寛継

